

内閣府

○総務省令第四号

文部科学省

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 石田 真敏

文部科学大臣 柴山 昌彦

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(障害の程度が変わったときの改定の請求等)</p> <p>第四百四十四条 [略]</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 当該請求書を提出する日前三月以内で作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>[一] 略]</p> <p>[3] 略]</p> <p>(障害の状態等に関する届出)</p> <p>第四百四十六条 [略]</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 指定日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>[一] 略]</p> <p>[3・4 略]</p> <p>(併給調整事由等消滅の届出)</p> <p>第四百四十九条 [略]</p> <p>[2] 略]</p> <p>3 前二項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 受給権者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態になったことにより前二項の届出書を提出する場合には、当該届出書を提出する日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>[一] 略]</p> <p>[4] 略]</p> <p>(二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出)</p> <p>第五百五十三条の二 [略]</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 指定日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>[一] 略]</p> <p>[3・4 略]</p> <p>附則</p> <p>(障害の程度が変わったときの改定の請求等)</p> <p>第十五条 [略]</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>[一] 略]</p> <p>二 当該請求書を提出する日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p>	<p>(障害の程度が変わったときの改定の請求等)</p> <p>第四百四十四条 [同上]</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 当該請求書を提出する日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>[一] 同上]</p> <p>[3] 同上]</p> <p>(障害の状態等に関する届出)</p> <p>第四百四十六条 [同上]</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 指定日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>[一] 同上]</p> <p>[3・4 同上]</p> <p>(併給調整事由等消滅の届出)</p> <p>第四百四十九条 [同上]</p> <p>[2] 同上]</p> <p>3 前二項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 受給権者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態になったことにより前二項の届出書を提出する場合には、当該届出書を提出する日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>[一] 同上]</p> <p>[4] 同上]</p> <p>(二級以上の障害の状態にある子等である公務遺族年金の受給権者等の届出)</p> <p>第五百五十三条の二 [同上]</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 指定日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p> <p>[一] 同上]</p> <p>[3・4 同上]</p> <p>附則</p> <p>(障害の程度が変わったときの改定の請求等)</p> <p>第十五条 [同上]</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>[一] 同上]</p> <p>二 当該請求書を提出する日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</p>

〔三〕略

〔3〕略

〔障害の状態等に関する届出〕

第十七条 〔略〕

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 指定日前三月以内で作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

〔二〕略

〔3〕5 略

〔二級以上の障害の状態にある子等である旧職域加算遺族給付の受給権者等の届出〕

第二十一条 〔略〕

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 指定日前三月以内で作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

〔二〕略

〔3〕5 略

〔改正前地共済法による年金である給付の届出等〕

第二十七条 〔略〕

改正前施行規程第百五十七条 第一項第四号	並びに当該年金の年金証書の記号及び番号（当該年金についてその決定を請求している場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した日）	
	改正前施行規程第百五十七条 第二項	並びに当該年金の年金証書の記号及び番号（当該年金についてその決定を請求している場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した日）並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号
〔略〕	一月	三月

〔障害の状態等に関する届出〕

第三十三条 〔略〕

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 その障害の状態に関する指定日前三月以内で作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

〔二〕略

〔三〕同上

〔3〕同上

〔障害の状態等に関する届出〕

第十七条 〔同上〕

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 指定日前一月以内で作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

〔二〕同上

〔3〕5 同上

〔二級以上の障害の状態にある子等である旧職域加算遺族給付の受給権者等の届出〕

第二十一条 〔同上〕

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 指定日前一月以内で作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

〔二〕同上

〔3〕5 同上

〔改正前地共済法による年金である給付の届出等〕

第二十七条 〔同上〕

改正前施行規程第百五十七条 第一項第四号	並びに当該年金の年金証書の記号及び番号（当該年金についてその決定を請求している場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した日）	
	改正前施行規程第百五十七条 第二項	並びに当該年金の年金証書の記号及び番号（当該年金についてその決定を請求している場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した日）並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号
〔同上〕	同上	同上

〔障害の状態等に関する届出〕

第三十三条 〔同上〕

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 その障害の状態に関する指定日前一月以内で作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

〔二〕同上

<p style="text-align: right;">〔3 略〕</p> <p>（六十歳未満の障害等級の二級以上の障害の状態にある夫等である改正前地共済法による遺族共済年金等の受給権者等の届出） 第三十五条 〔略〕</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 その障害の状態に関する指定日前三月以内に作成された医師又は歯科医師の診断書</p> <p>〔二 略〕</p> <p>〔3 略〕</p>	<p style="text-align: right;">〔3 同上〕</p> <p>（六十歳未満の障害等級の二級以上の障害の状態にある夫等である改正前地共済法による遺族共済年金等の受給権者等の届出） 第三十五条 〔同上〕</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 その障害の状態に関する指定日前一月以内に作成された医師又は歯科医師の診断書</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>〔3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

### (施行期日)

1 この命令は、平成三十一年八月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この命令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「新令」という。）第四百四十六條、第四百五十三條の二、附則第十七條、附則第二十一條、附則第二十七條の規定により読み替えられたたなお効力を有する改正前施行規程（同條の規定によりなお効力を有するものとされた改正前施行規程をいう。）第四百五十七條、附則第三十三條又は附則第三十五條の届出を行うおうとする者（その誕生日が八月一日から九月三十日までの間にある者に限る。）は、この命令の施行の日前においても、新令の規定の例により当該届出を行うことができる。